

緊急人材育成支援事業の実施状況を踏まえ、その制度を基に創設される求職者支援制度において職業訓練受講給付金が適正に支給されるよう、また、事業効果を適切に把握し十分に発現される体制となるよう厚生労働大臣に対して意見を表示したもの（要旨）

平成23年10月

会計検査院

## 1 制度の概要

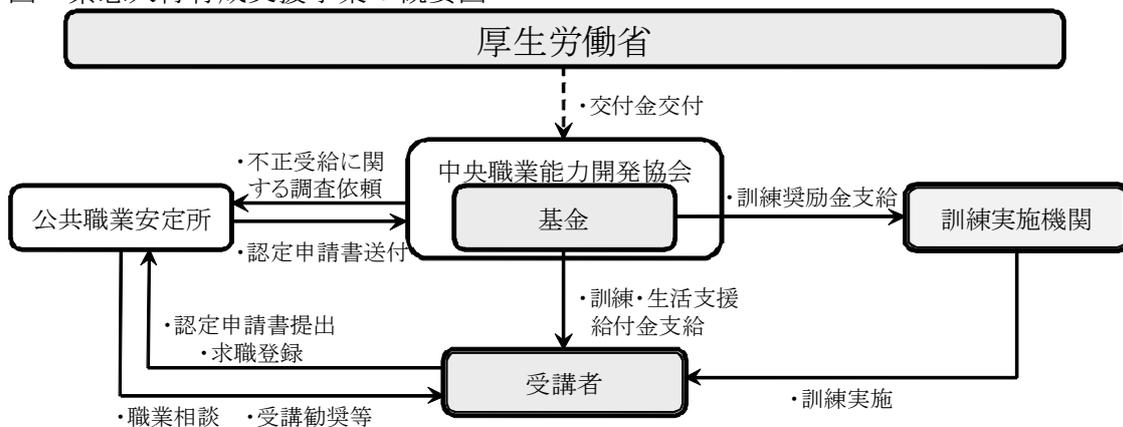
### (1) 緊急人材育成・就職支援基金事業の概要

厚生労働省は、中央職業能力開発協会（以下「協会」という。）に対して緊急人材育成・就職支援事業臨時特例交付金を交付し、協会は、この交付金を財源として緊急人材育成・就職支援基金（以下「基金」という。）を造成して、基金を活用して緊急人材育成・就職支援基金事業を実施している。

### (2) 緊急人材育成支援事業の概要

緊急人材育成・就職支援基金事業のうち、緊急人材育成支援事業は、雇用保険を受給できない者の職業訓練の機会を拡充するため、職業訓練（以下、緊急人材育成支援事業として行うこの職業訓練を「基金訓練」という。）、訓練・生活支援給付等を実施するものである（下図参照）。そして、緊急人材育成支援事業に係る基金の造成額は3870億5061万余円となっており、このうち1357億3833万余円が21、22両年度に基金から支出されている。

図 緊急人材育成支援事業の概要図



#### ア 基金訓練の概要

基金訓練の対象者は、現在有する技能、職業経験等と労働市場の状況からみて受講が適切であると判断され、公共職業安定所長（以下「安定所長」という。）から受講勸奨を受けていることなどの要件を満たす者であるとされている。

#### イ 訓練・生活支援給付の概要

訓練・生活支援給付は、基金訓練又は公共職業訓練（以下「基金訓練等」という。）を受講している者に対して、訓練・生活支援給付金（以下「支援給付金」という。）月額10万円等を支給するものである。支援給付金の支給対象者は、原則と

して、世帯の主たる生計者であること（以下「主たる生計者要件」という。）などの要件が定められており（以下「受給資格要件」という。）、協会はこの要件を満たす者について受給資格認定を行い、毎月の支給申請に応じて支給を行う。また、受給資格認定時の審査に当たっては、証明書類によることが困難であるなどの場合、受給資格要件の大半について申告書により確認を行って差し支えないとされている。

#### ウ 支援給付金に係る事後的調査の概要

不正受給の疑いがあるなど受給者に事情を確認する必要がある場合には、協会は、安定所に対して、受給者本人から事情を聴取したり書類提出等を指示したりするよう依頼することとなっている。

#### エ 受講勸奨、受講推薦等の概要

安定所長の受講勸奨等は、単に本人の受講希望のみに応じて受動的に行うべきものではなく、十分な職業相談を行った上で行う必要があるとされている。また、安定所においては、職業相談に当たり、一貫した就職支援を行うために職業相談等の終了後等に、必要な情報を記録することとされている。

#### オ 就職状況の確認等の概要

訓練実施機関は、各受講者の訓練終了3か月後（受講を途中でやめた者（以下「中退者」という。）については退校時）の就職等の状況について、各受講者からの書面（以下「就職状況報告書」という。）の提出により把握し、その結果を取りまとめて就職状況報告書とともに協会に報告することになっている。そして、厚生労働省は、基金訓練受講者の就職率を、就職状況報告書に基づき算定している。

### (3) 求職者支援制度の概要

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号）が23年5月20日に公布され、同年10月1日から同法に基づく新制度（以下「求職者支援制度」という。）が開始されることとなった。求職者支援制度は、現行の緊急人材育成支援事業の制度を基に創設されるものである。

## 2 本院の検査結果

（検査の観点、着眼点、対象及び方法）

求職者支援制度の実施に資するものとすることを念頭において、緊急人材育成支援事業の実施状況について、法規性、有効性等の観点から、支援給付金の支給等は適切に行

われているか、事業の効果を適切に把握し十分に発現される体制となっているかなどに着眼して、21、22両年度に基金から支出された1357億3833万余円を対象として、厚生労働省及び協会において、関係書類等により会計実地検査を行うなどして検査を行った。

(検査の結果)

#### (1) 支援給付金の支給等の状況

##### ア 中退者等に対する支援給付金の支給

支援給付金は、訓練受講中の生活保障を行うものとして月額10万円又は12万円とされているが、基金訓練を受講していた期間が訓練開始から数日間であるにもかかわらず、1か月分の支援給付金を受給しているものなど、中退者等に対する支援給付金の支給が基金訓練等の受講期間に応じたものとなっていない事態が生じていた。

##### イ 支援給付金の受給資格認定時の審査

受給資格認定時の審査に当たっては、所要の証明書類等により受給資格要件を確認するが、主たる生計者要件の確認に必要な申請者の世帯構成の確認は、認定申請書の家族状況欄に本人が記載した世帯構成及び申告書によることとされている。

検査したところ、主たる生計者要件を満たしていない者に対して支援給付金を支給していたものが、22年12月までに129件あった。また、これら129件の中には、事実と異なる世帯構成を申告しているものが見受けられた。このことから、申請者の世帯構成の確認を上記の取扱いとすることは、必ずしも適切ではないと認められる。

(注) この事態に関して、本院は、23年9月7日に、厚生労働大臣に対して、現行の緊急人材育成支援事業の実施について、会計検査院法第34条の規定により是正の処置を要求し及び是正改善の処置を求めた。

##### ウ 支援給付金の受給資格要件の事後的調査

受給資格認定時の審査に当たっては、受給資格要件の大半について申告書をもって確認を行って差し支えないとされており、支援給付金に係る事後的調査では、必要に応じて、受給資格者等の名義の預金口座の残高等について、金融機関に照会することなどにより受給資格要件を十分に確認することが重要となる。

しかし、支援給付金に係る事後的調査の大半は受給資格要件を確認するものとはなっていなかった。また、不正受給に関する通報等により受給資格要件に疑義が発生した場合の調査は、あくまでも本人の任意の協力によってのみ実現される、強制力のない調査であるとされており、十分な調査を行えなかったものが見受けられた。

そして、照会に対する金融機関の協力を得るには、受給資格認定申請時にあらか

じめ申請者本人から同意を得ておくことが有効であるが、厚生労働省はこのような取扱いとしていなかった。

以上のとおり、支援給付金の事後的調査については、必ずしも受給資格要件の確認を十分に行える体制であったとは認められない。

## (2) 事業効果の把握及び発現のための体制

### ア 基金訓練受講者の就職率の把握方法

就職率は事業効果を評価する指標の一つであることから、その把握を適切に行うことが重要である。しかし、緊急人材育成支援事業においては、基金訓練受講者の就職率の把握に当たり、就職状況報告書の様式に改善の余地があったり、就職状況報告書の回収率が十分でなかったりなどしていた。

### イ 本院が実施した受講者別調査

求職者支援制度は雇用保険の附帯事業と位置付けられていることなどから、同制度における特定求職者については、より安定した就職を実現することが重要となるため、安定所における職業相談等を適切に行うことが重要である。そして、安定所において職業相談を行った際には、一貫した就職支援を行うために、必ず必要な情報を記録することとされている。

しかし、緊急人材育成支援事業においては、受講者の安定所における職業相談の内容が適切に記録されていなかったり、受講者の訓練の修了状況を安定所において適切に把握していなかったりしていた。

### ウ 訓練実施機関が従前に開講した同種の訓練コースの就職実績の開示

訓練実施機関の就職実績は訓練コースにより大きな開きがあることから、受講希望者にとって、訓練実施機関が従前に開講した同種のコースの就職実績は、訓練コース選定のための重要な情報となる。また、これを開示することは、就職実績向上のための取組を促す効果を持つと史料され、事業効果の発現に資すると考えられる。

しかし、緊急人材育成支援事業においては、このような就職実績の情報が受講希望者に対して開示されていなかった。

## (改善を必要とする事態)

緊急人材育成支援事業において見受けられた以上のような事態は適切ではなく、求職者支援制度の実施に当たり、改善の要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、厚生労働省において、中退者等に対する支援給付金の支給を基金訓練等の受講期間に応じたものとするなどについての認識が十分でないことなどによると認められる。

### 3 本院が表示する意見

厚生労働省は、23年10月に、緊急人材育成支援事業の制度を基に恒久的に第2のセーフティネットを整備する制度として求職者支援制度を創設することとしており、求職者支援制度は、厚生労働省においても重点施策として位置付けられている。

については、厚生労働省において、求職者支援制度の実施に当たり、職業訓練受講給付金が適正に支給されるよう、また、事業効果を適切に把握し十分に発現される体制となるよう、次のとおり意見を表示する。

- ア 職業訓練受講給付金の支給を認定職業訓練等の受講期間に応じたものとする
- イ 職業訓練受講給付金が適正に支給されるよう、支給要件の確認に当たり住民票等の証明書類により申請者の世帯構成を把握した上で、同一住所における申請者以外の職業訓練受講給付金受給者の有無の確認を行うこととする
- ウ 職業訓練受講給付金の支給の適正性について事後的に調査する際に適切な確認を行うため、必要な場合には金融機関への照会等に対する協力を得ることができる体制を整備すること
- エ 認定職業訓練受講者の就職率について、より適切に把握することとする
- オ 安定所における就職支援措置を適切に実施して特定求職者のより安定した就職の実現を図るため、安定所において毎回の職業相談の内容を適切かつ具体的に記録することを徹底したり、特定求職者の訓練の修了状況を適切に把握したりすること
- カ 安定所等において認定職業訓練の情報を提供する際、受講希望者にとってより就職につながりやすい訓練コースの選択に資するよう、また、訓練実施機関に対して就職実績向上のための取組を促すよう、受講希望者に対して訓練実施機関が従前に開講した同種の訓練コースの就職実績を開示する方法を検討すること